

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-204
処分の種類	他の工作物管理者への工事施行命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第21条			
処分の概要	他の工作物の管理者に兼用工作物に係る道路に関する工事の施行させ、又は道路の維持をさせる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			